

無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（下線部が変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>別表第二号の三第 1 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 4 条、第 1 2 条関係）</p> <p>1 1 枚目 （略）</p> <p>2 2 枚目 （略）</p> <p>注 1～25 （略）</p> <p>26 26 の欄の記載は、次によること。 (1)～(5) （略） <u>(6) 狭帯域デジタル通信方式の無線設備（変調方式が四分のπシフト四相位相変調、チャンネル間隔が 25kHz、時分割多元接続方式のものであつて、255MHz を超え 275MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用する陸上移動局及び携帯局のうち、陸上移動局相互間及び携帯局相互間の通信に用いられる周波数の選択が手動でのみ行われるもの（無線局の目的が防災行政用のものに限る。）にあつては、当該周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用している旨を記載すること。</u> <u>(7) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。</u></p> <p>27～40 （略）</p>	<p>別表第二号の三第 1 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 4 条、第 1 2 条関係）</p> <p>1 1 枚目 （略）</p> <p>2 2 枚目 （略）</p> <p>注 1～25 （略）</p> <p>26 26 の欄の記載は、次によること。 (1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。</u></p> <p>27～40 （略）</p>